

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
環境対策課	河川浄化対策事務	1	①	新河岸川を守る会事務	新河岸川を守る会に関する支援事務により、河川浄化を推進する。	地域組織	会の運営に関する事務。 補助金の交付。	5,455	A	継続
		2	①	不老川を守る会事務	不老川を守る会に関する支援事務により、河川浄化を推進する。	地域組織	会の運営に関する事務。 補助金の交付。	3,198	A	継続
		3	①	河川浄化団体事務	河川浄化団体に補助金を交付し、河川浄化を促進する。	地域組織	補助金の交付。	887	A	継続
環境対策課 一般事務		1	①	あき地の環境保全	あき地に繁茂した雑草等の環境を保全し、清潔な生活環境を保持すること。	市民等(土地所有者等)	管理不善のあき地の所有者等に対して、それらの土地の雑草等の措置について、必要な指導及び助言をする。	3,053	A	継続
大気汚染対策事務		1	④	大気事業所規制	法律および条例の対象施設のある事業所に対し、定期的に入立検査を行い、施設管理及び維持管理の徹底について指導することで、固定発生源対策を行う。	事業者	大気汚染防止法対象施設立入検査事務 埼玉県生活環境保全条例対象施設立入検査事務 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設立入検査事務	12,049	A	継続
		2	④	ダイオキシン類環境調査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般大気環境中のダイオキシン類を定期的に調査することで、ダイオキシン類の実態を把握する。	市民	大気中ダイオキシン類環境調査(年4回)	5,702	A	継続
		3	④	有害大気汚染物質モニタリング調査	大気汚染防止法第18条の23に基づき、一般大気環境中の有害大気汚染物質22物質をモニタリングし、実態を把握する。	市民	有害大気汚染物質モニタリング調査(毎月)	8,078	A	継続
		4	④	大気常時監視	大気汚染防止法第22条に基づき、大気の汚染の状況を常時監視し把握する。	市民	大気汚染常時監視測定(24時間365日)	32,050	A	継続
		5	④	特定化学物質管理	PRTR法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、特定化学物質の移動量や取扱量を集計し公表すると共に、リスコミの推進を行う。	事業者	PRTR法による排出量及び移動量の集計及び公表 埼玉県生活環境保全条例による取扱量の集計及び公表	3,104	A	継続
		6	④	光化学スモッグ広報	川越市大気汚染緊急時対策要綱に基づき、緊急時に市民の安全安心を図ることを目的に行う。	市民	光化学スモッグ(予報、注意報、警報)の発令周知事務 光化学スモッグ発令体制(4月～9月)により休日も対応	1,606	A	継続
		7	④	アスベスト規制・監視	大気汚染防止法に基づき、大気環境中のアスベスト濃度を把握すると共に、解体作業時のアスベスト飛散を未然防止することを目的に事業を行う。	事業者及び市民	大気モニタリング調査(1箇所年2回)立入検査(事前、事後) 非飛散性アスベストの苦情対応	2,203	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		8	①	放射線調査	東電原発事故に伴い飛散した放射性物質による影響から市民の安全安心を確保することを目的に調査を実施する。	市民	大気放射線量定点モニタリング(年2回14地点) 放射線継続測定(500地点年2回) 放射線測定機貸出業務 持ち込み食品の放射性物質簡易測定	1,059	A	継続
		9	④	微小粒子状物質調査	大気汚染防止法第22条に基づき、大気中の微小粒子状物質を常時監視すると共に、成分分析を行い実態を把握する。	市民	大気汚染常時監視測定(24時間365日) 年4回2週間成分分析調査を実施	7,113	A	継続
	水質汚濁対策	1	④	公共用水域水質調査	水質汚濁防止法第15条に基づき、市内公共用水域の水質汚濁状況を監視するため、定期的に水質測定を行う。	市民	主要河川等26地点について採水し、水質を測定。人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の達成状況を把握する。	11,854	A	継続
		2	①	事業場等排水の水質規制	公共用水域及び地下水の水質汚濁防止を図るため、水質汚濁防止法及び県生活環境保全条例に基づき、規制される事業場等の立入検査及び排水の水質検査を行う。	事業者	対象事業場等に立入検査、排水の水質検査を実施し、排水基準の遵守状況を把握。基準超過の事業場等に対し、改善指導を行う。	10,998	A	継続
		3	①	地下水水質調査	水質汚濁防止法第15条に基づき、市内の地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質測定を行う。	市民(井戸所有者)	県の測定計画に基づく概況調査、継続監視調査及び市独自の継続監視調査を実施し、環境基準の達成状況を把握。汚染が確認された井戸については、継続的な調査により監視する。	1,800	A	継続
		4	①	河川生物調査	河川に生息する生物を調査することで、理化学的な調査では把握しにくい水質状況や総合的な水辺環境を把握する。	市民	河川5地点程度において、底生生物、付着藻類及び魚類を調査し、水質状況及び水辺環境を把握する。	1,904	A	継続
		5	①	水質異常等原因調査	水質異常事故(事業場等からの汚水や廃液、薬品、油等が公共用水域に流出するなど)が発生した場合に現地調査を行い、被害の拡大防止を図るとともに、原因物質、発生源の究明に努める。	市民及び事業者	事故の状況に応じて、水質検査を実施するなど原因物質の特定及び発生源調査を行い、被害拡大防止対策を指導する。	2,398	A	継続
		6	①	ダイオキシン類水質調査	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、汚染状況を確認するため、対象事業場の排水、河川水、河川底質及び地下水のダイオキシン類濃度の測定を行う。	市民及び事業者	対象事業場に立入検査、排水の水質検査を実施し、排水基準の遵守状況を把握する。河川水3地点、河川底質3地点、地下水1地点のダイオキシン類濃度を測定し、環境基準の達成状況を把握する。	2,018	A	継続
		7	①	不老川水質対策	水質汚濁防止法第14条の8に基づき、生活排水対策重点地域の指定を受けている不老川流域について、生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策を推進し、不老川の水質改善を図る。	市民及び事業者(不老川流域)	流域3地点の水質検査の実施。流域事業場の排水指導。生活排水対策指導員の育成、啓発活動の実施。流域4市による不老川生活排水対策推進計画の推進。	1,212	A	継続
	その他の公害対策	1	①	騒音・振動公害対策	事業所等から発生する騒音及び振動について必要な規制をすることにより、生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的とする。	事業者	騒音規制法令及び振動規制法令に基づく届出関係事務 自動車騒音常時監視 苦情対応	6,128	A	継続
		2	①	悪臭公害対策	事業所から発生する悪臭について必要な規制をすることにより生活環境を保全し、健康の保護に資することを目的とする。	事業者	悪臭防止法に基づく、苦情による各種指導、調査。	1,527	A	継続

●事務事業整理表

(単位：千円)

所管課名	予算事業名	No.	事業区分	事務事業(業務)名	事業目的	対象者	主な内容	総事業費	総合評価	今後の方向性
		3	①	公害防止対策	特定工場に対して、公害防止統括者や公害防止管理者等の選任・届出を義務付けることにより、公害防止体制を整備し、もって公害の防止に資することを目的とする。	事業者	公害防止組織制度に係る届出関係事務	2,671	A	継続
	土壌汚染対策	1	①	土壌汚染規制	土壌汚染対策法等に基づき、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握及び人の健康の被害の防止に関する措置を行い、土壌汚染の実施を図り市民の健康を守ることを目的に事業を行う。	事業者	法令に基づく届出事務 土壌汚染対策に関する立入検査 (土壌汚染調査時、対策時) 土壌汚染による区域指定に係る事務 (要措置、形質変更時)	8,502	A	継続
	浄化槽管理指導	1	①	合併処理浄化槽維持管理補助金	生活環境の保全を目的に合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進するため、法定検査、保守点検、清掃に要した費用の一部を補助金として交付する。	市民(浄化槽管理者)	川越市居住用合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱に基づき、交付申請の受理、審査、交付決定通知の送付及び補助金振込。	3,651	B	継続
		2	①	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	公共用水域の水質汚濁防止と生活環境を保全するため、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に要した費用の一部を補助金として交付する。	市民	国交付金、県補助金の交付申請事務。 川越市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、交付申請、実績報告の受理、審査、交付決定通知等の送付及び補助金振込。	18,574	A	継続
		3	④	浄化槽保守点検業者登録	浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全を目的に、浄化槽の保守点検を業とする者について、川越市浄化槽保守点検業者登録条例に基づき、登録事務を行う。	浄化槽保守点検業者	・登録申請の受付、審査、結果通知の送付。 ・業務報告の徴収。 ・登録業者を対象とした講習会の実施。	1,544	A	継続
		4	①	浄化槽維持管理指導	浄化槽法に基づく、法定検査、保守点検、清掃の未実施者に対して指導を行うなど、浄化槽管理者へ適正な維持管理を啓発・指導する。	市民及び事業者(浄化槽管理者)	・各種届出書及び報告書の受理。 ・検査結果が不適正な浄化槽に対する改善指導等。 ・法定検査未受検者に対する受検指導。 ・戸別訪問による維持管理啓発事業。	2,896	B	継続